



「ポータビリティ」とは、「中途脱退者の企業年金間での年金権の持ち運び」です。  
 年金の加入者が転職によって、複数の厚生年金基金や企業年金を渡り歩いたとします。この場合、加入期間が短いと、それぞれの加入先では基金や企業年金の年金が受けられなかったり、脱退一時金しか受けられないといったこととなります。  
 このような加入制度の中途脱退者が、転職先に前の加入制度の年金権や脱退一時金の原資を持ち込み、前後を一つにして受けられるようになったのがポータビリティです。  
 平成16年の年金改正でこの制度ができ、本年の10月から実施されますが、制度の中身はかなり複雑となっています。

## ポータビリティの概要 ① 対象制度

### 年金権の持運びができるのは企業年金間です

ポータビリティの対象となる企業年金は次の3つの制度です。

- ① 厚生年金基金
- ② 確定給付企業年金
- ③ 確定拠出年金

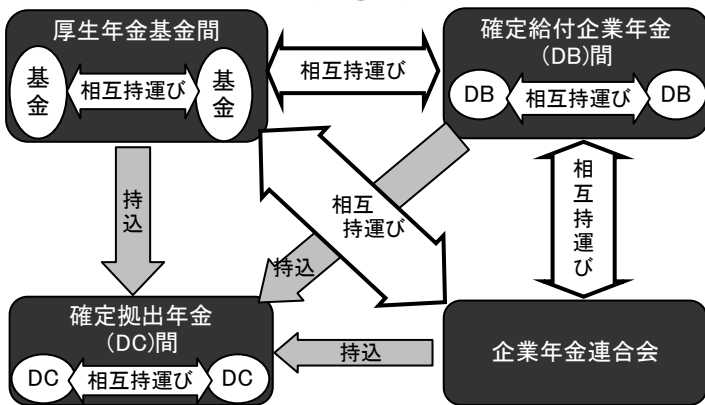
**企業年金連合会が  
通算センター機能を担う**

この3つの企業年金制度の間で年金権の持運びができるわけですが、転職先の事業所が全て企業年金を実施しているとは限りませんし、全ての企業年金が受け入れるとは限りません。

これらを補完するために、企業年金連合会が通算センターとしての機能を担います。各企業年金の中途脱退者の年金権が企業年金連合会に集められ、そのような者に対する通算年金を企業年金連合会が支給することとなります。

したがって、ポータビリティは、3つの企業年金制度と企業年金連合会との間で実施されることとなります。

### ポータビリティのイメージ



### 代行型基金での必須は連合会への持込のみ！

連合会からの持込は基金の自由  
 他の基金や企業年金との相互持込も基金の自由

① 厚生年金基金は、基金同士や確定給付企業年金あるいは企業年金連合会との間で相互に持運びができますが、相互の持運びは基金や企業年金あるいは連合会の規約で持運ぶことをそれぞれが規定していることが必要です。

ただ、厚生年金基金から企業年金連合会への持込（移転）は必ず実施することとされています。

② 厚生年金基金から確定拠出年金への持込も必ず実施することとされていますが、当基金のような代行型の基金の場合は持込むことができません。

これは、確定拠出年金への持込みは、加算部分の給付が対象となっているためです。

代行型の基金は、基本部分の給付のみの設定です。（加算型基金は基本部分のほかに加算部分が設定されています。）

### 中途脱退者が対象です

## ポータビリティの概要 ② 対象者

年金権の持運びができる者は、厚生年金基金や確定給付企業年金の加入期間が短い中途脱退者と呼ばれる退職者です。

中途脱退者には、次の二形態があります。

- ① 加入していた制度で将来年金を受けられるが、加入期間が短いため、その加入期間と年金原資を企業年金連合会に移転する者
- ② 加入期間が短いため加入していた制度から年金を受けられず、脱退一時金を受ける者

### 個人でも事業所単位でも持運びができます

年金権の持運びは、中途脱退者個人でも事業所単位のいずれでもできる仕組みとなっています。

事業所単位の持運びは、事業所の合併や分割によって新たな事業所に移った者（前事業所の加入者でなくなった者＝中途脱退者）全員が新たな事業所での厚生年金基金や確定給付企業年金に加入することとなった場合などに持運びができます。

この場合は、持運びに関し、関係事業主や加入者の同意や基金や企業年金での議決・厚生労働大臣の認可など所定の手続きが必要です。

**個人単位の持運びは本人の申出が必要で  
1年以内に申出がない場合は連合会に移転**

### 脱退一時金も対象です

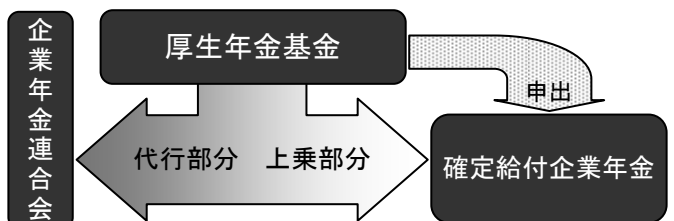
## ポータビリティの概要 ③ 対象給付

年金権の持運びは、年金権の権利義務を承継するほか、中途脱退した基金における脱退一時金を受けずに他の基金や企業年金あるいは連合会に移転（移換）ができます。

基金の年金権の権利義務を確定給付企業年金へ承継する場合は、上乘せ部分（プラスアルファ部分）・加算部分のみを移換し、代行部分は連合会に移換します。

これは、確定給付企業年金では、国の厚生年金の老齢給付（代行部分）を扱っていないためです。

### 基金から企業年金への申出は上乘せ部分のみ移転



《 対象制度 》  
企業年金連合会への移転のみ実施

連合会へ権利の移転・原資の移換

当基金の中途脱退者のポータビリティは企業年金連合会との間で実施します。

ただし、企業年金連合会からの権利義務の承継(引き受け)や原資の受換(受入)はしないこととしています。

このことは、当基金から企業年金連合会に権利移転・原資移換した中途脱退者が、再び当基金の加入者(再加入者)となった場合も同様に、引き受けや受入は行いません。

他基金・確定給付企業年金間は実施せず

当基金ではポータビリティは、連合会との間のみの実施となり、他の厚生年金基金や確定給付企業年金との間では承継や移受換をいたしません。

なお、確定拠出年金との間のポータビリティは、当基金が代行型基金であるため、対象外となっています。

なぜ、連合会への移転・移換のみしか扱わないのか！

年金権の持運びは、当基金のような代行型基金では実施が困難です。

①給付の仕組みが異なっていること

代行型基金の給付＝代行部分＋上乘せ部分

加算型基金の給付＝代行部分＋上乘せ部分＋加算部分

確定給付企業年金の給付＝個々の算式による確定給付

\*確定給付企業年金では代行部分は扱わない

\*代行型基金は、加算部分や確定給付を承継してもその給付を行うことができません。

②代行型基金同士でも、上乘せ部分の厚みが異なること

\*承継分を換算などにより増減した給付実施は困難です。

③加算部分には、脱退一時金が組み込まれていること

\*脱退一時金の給付は代行型では組み込まれていませんので、給付はできません。

連合会からの受入をしないのも同じ理由です。

当基金の中途脱退者が転職先で他の基金や企業年金に加入した場合は、連合会にそれぞれの権利や脱退一時金が持込まれています。この承継は、①から③と同様に給付は困難です。

新規の加入者についても同様です。

中途脱退者などに対するポータビリティに関する説明

ポータビリティの実施にあたり、基金や事業主の方々に中途脱退者や新たな加入者に対するポータビリティに関しての説明義務が課されました。

中途脱退者に対する説明事項は

- ①申出期限
- ②脱退一時金相当額と算定期間
- ③ポータビリティによる選択肢があること
- ④企業年金連合会の概要・連絡先 など

新たな加入者に対する説明事項は

- ①基金の給付内容
  - ②申出期限・手続き
  - ③老齢年金の算定期間・方法 など
- 説明事項による内容はかなり細かくなっています。

具体的な説明内容やその方法などが明らかとされていませんが、当基金のような代行型である場合は、ポータビリティや基金の仕組みの概要を10月1日現在の加入者や今後の新たな加入者に説明すればよいと考えます。

当基金でのポータビリティの取扱と実行

【中途脱退者】

範囲と取扱

中途脱退者とは、加入期間が短い者ですが、法令や国の取扱上は年金権を得ていない加入期間20年未満の者とされています。

また、中途脱退者の企業年金連合会への移転・移換については、①10年未満の加入期間の者は、他の基金に移転する場合を除き一律に移転・移換し、②10年以上20年未満の者についても、本人が希望しない場合や他の基金に移転する場合を除き、一定年齢以上の高齢者は移転・移換することとする取扱になっています。

《 対象者 》

10年未満の者を対象として移転

当基金では、中途脱退者として、企業年金連合会へ権利の移転・原資の移換を行う対象者を加入期間10年未満の者としています。

ただ、加入期間が10年未満の者でも、老齢年金の支給開始年齢に達しているなど老齢年金を受ける権利が顕在化している者については、中途脱退者には該当しません。この場合は、当基金の加入期間に対する老齢年金は当基金が支給することとなります。

なお、当基金は、当基金の加入期間が1ヶ月以上あれば老齢年金を受けられますが、支給開始年齢(現:60歳)に達していない場合は、権利が顕在化されませんので、移転・移換の対象となります。

また、加入期間が10年以上20年未満の者の当基金での取扱は、中途脱退者として企業年金連合会に移転・移換することなく、当基金が支給開始年齢を待って老齢年金を支給していくこととしています。

事業所単位の移転・移換

当基金の加入事業所が合併・分割によって、その加入者が一同に合併先などの厚生年金基金や確定給付企業年金に加入することとなった場合は、その時点にて取扱や実行について代議員会で審議・決定することとなります。

《 対象給付 》

個人単位の権利移転が対象です

当基金は、代行型基金であり、脱退一時金は給付体系に組み込まれていませんので、ポータビリティの対象は権利義務の承継のみです。

当基金のポータビリティ取扱概図

